

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：航空保安施設の使用料金の設定及び変更の届出
- ② 手続根拠：航空法第54条第1項
- ③ 手続対象者：航空保安施設の設置者
- ④ 提出時期：航空保安施設の使用料金を設定及び変更しようとするとき
- ⑤ 提出方法：届出書を作成し、航空法施行規則（以下「規則」という。）第240条第1項第22号の2に掲げるもの以外のものにあつては、航空局交通管制部管制技術課（航空保安無線施設）、航空局交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室（航空灯火）へ提出して下さい。なお、規則第240条第1項第22号の2に掲げるものにあつては、航空保安施設の所在地を管轄区域とする地方航空局の担当者（保安部管制技術課（航空保安無線施設）、保安部航空灯火・電気技術課（航空灯火））へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：第109条（航空保安無線施設）及び第129条（航空灯火）に定めるところによる。
- ⑧ 申請書様式：様式の特定はなし
- ⑨ 記載要領・記載例：⑤提出方法に記載した提出先となる担当課（室）にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：
  - 航空局 03-5253-8111（代表）
  - 交通管制部管制技術課（内線51413）
  - 交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室（内線51164）東京航空局
  - 保安部管制技術課 03-5275-9324
  - 保安部航空灯火・電気技術課 03-5275-9296大阪航空局
  - 保安部管制技術課 06-6949-6231
  - 保安部航空灯火・電気技術課 06-6949-6527
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：①提出先に同じ。
- ④ その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、秋田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北海道）
  - 大阪航空局の管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分

県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県)

### 3. 手続情報

- ①審査基準：なし
- ②標準処理期間：なし
- ③不服申立方法：行政不服審査法の規定による。